

鎌倉期の半不輪村落における生業・景観と在地領主

肥前国高来西郷伊福村・大河村と大河氏を素材として

貴田 潔

Production, Landscape and Local Lords' Clan in Hanjuyu Village during the Kamakura Period :
The Case of Huku and Okawa Villages in Hizen Province

KIDA Kiyoshi

はじめに

- ① 現代故地の生業・景観
- ② 伊福村・大河村の領有構造
- ③ 生業・景観の可変性と大河氏の自己認識
むすびにかえて

【論文要旨】

半不輪とは本年貢・公事の一部を寺社などの荘園領主に給付し、残りを国衙に納めさせる荘園制のシステムである。

本稿では半不輪領の村落の構造と、そこに存立した在地領主の姿を探っていく。こうした村落は荘園領主と国衙に両属し、複合的な支配を受けたが、その両属性のなかで在地領主はどのような役割を果たしたのだろうか。分析の素材として肥前国伊福村・大河村を取り上げ、特に大河氏という在地領主に焦点をあてたい。

上記の課題に応えるため、生業・景観の問題に注目した。まず、伊福村・大河村の場合、荘園領主・国衙の支配はそれぞれ畠作と稲作という異なる生業に結びついていた。こうした村落の生業（畠作・稲作）を前提としつつ、半不輪のシステムは荘園領主・国衙の合意のもとで立券にて確定された。

しかし、現地の生業・景観は常に変化する。そのために、例えば畠地の田地化など

を通じて、畠作・稲作の実態は過去の立券の記載から乖離した。

こうした変動的な村落の生業・景観に対して、これを荘園制の枠組みとつないでいたのが、在地領主の大河氏であった。大河氏は現地で稲作の拡大を推し進めたのだろうが、一方で、半不輪領の沙汰人として出発したがゆえに、本質的に既存の荘園制の枠組みに依拠せざるを得ない性格も持っていた。

そして、一四世紀前半になると、荘園領主・国衙への両属を意識した文言が大河氏の一連の譲状に出現する。現地の生業・景観が過去の立券から乖離するなかでも、大河氏は容易に既存の荘園制を否定できず、むしろかつて半不輪領の沙汰人として出発したという像を自己のうちに再確認した。荘園制のなかで存立してきた在地領主の一つの自己像をここに認めたい。

【キーワード】半不輪、免田制、畠作・稲作、生業・景観の可変性

はじめに

九州地方に位置する長崎県の島原半島は南北三二キロメートルほどの小さな半島だが、鎌倉期においてその北部には伊福村・大河村という二つの村があった(図1)。この両村は国衙領でありながら、宇佐宮にも麦地子・桑代・芋代を納めた半不輸の村々だった。

ここで述べる半不輸とは、本年貢・公事の一部を寺社などの荘園領主に給付し、残りを国衙に納めさせる荘園制のシステムである。

本稿ではこれら二つの村の事例に即して、半不輸の村落と在地領主のあり方について議論したい。特に、荘園領主(宇佐宮)・国衙に両属した村落の構造とともに、これらの村々に存立の基盤を置いた大河氏という在地領主の姿を描き出したい。



【図1】 伊福村・大河村の地理的位置(原図: 1/200,000
地勢図「熊本」「八代」(国土地理院, 2010 発行),
50%に縮小)

1. 問題意識 さて、列島社会の西端を占める九州地方では、中世成立期に半不輸領が広く存在していた⁽¹⁾。こうした半不輸領の両属性は「複合的荘園構成」の議論⁽²⁾とも通じるものがあり、荘園制成立史の大きな論点となりうる。

例えば、宇佐宮の場合、一一世紀以降の宮領形成の契機は私領の寄進にあり、半不輸権の獲得が大きな役割を果たしたと説明される。但し、一二世紀中葉になると、公的給与の便補などを通じて半不輸領の不輸化が進んだともいう⁽³⁾。

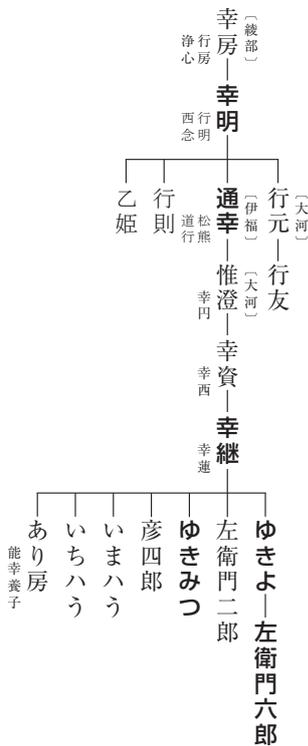
一方で、一四世紀の売券にも「ミヤ^(宮)・くに^(国)のな^(済)しものハ^(傍例)はうれいたるへく候」という文言が見えるように、半不輸的な領有構造は中世前期の地域社会に深く根を降ろした一面もあったように思われる⁽⁴⁾。荘園領主と国衙の政治的合意のもとで成立した半不輸のシステムは、荘園制の枠組みとして在地の世界とどのように結びついたのであるか。

そこで、本稿では半不輸というシステムと在地の世界の関わり、そして両者を媒介する在地領主の姿を考察していきたい。

第一に、現地の生業および景観の問題を考えてみよう。近年、環境史の分野では、複合的な荘園制の枠組みを地域の生業とともに理解しようとする視角が目立つ。例を挙げると、塩業や漁業という異なる生業から海辺部地域の住人たちの両属的な姿を描き出した白水智氏の研究や、木炭・材木・焼畑・松茸などの利益に結びつけて山間部地域の領有構造を解き明かした高木徳郎氏の研究がある⁽⁵⁾。

本稿ではこうした近年の生業論に学びつつ、やはり複合的な構造を有する半不輸領の村落の内実について分析する。

なお、本稿に関わる畠作という生業は、木村茂光氏の研究を大きな画期として、社会での重要性が強く認識されるようになった⁽⁶⁾。現在では生業論の展開とともに、生存戦略の手段として畠作がどのように選択されたのか、その具体的な検討が進められている⁽⁷⁾。特に、畠地が田地へと転



【図2】大河氏略系図
ゴシック体は本稿で言及する人物を示す。

化する流れのなかで、同一の土地で畠作と稲作の両方がおこなわれる「畠田」も生まれたと指摘される。ここに二毛作の一つの起源が提言されるが、このように栽培作物を戦略的に選ぶうる耕地利用の可変性は本稿の分析においても重視されるべきだろう。

第二に、村落に対して支配者層として立ち現れる在地領主の問題を取り上げたい。今日、中世の社会的関係に占める在地領主の存在を正しく論理的に位置づけることが大きな課題として残されている⁽⁸⁾。

莊園領主と国衙に両属する半不輪領でも、現地の村落に直接に向き合っていたのは在地領主だったのである。つまり、在地領主こそが莊園領主・国衙・村落住人を結ぶ諸関係の中心にいたと想定されるのであり、その仲介者たる彼の存在を探ることが求められる。

2. 分析の素材 本稿が取りあげる肥前国高来西郷伊福村・大河村はどのような村々だったのか、簡単に説明しておこう。

端緒としては延喜十年(九一〇)における婉子内親王から宇佐宮への施入を受けて、伊福山・大河山を含む高来郡油山一ニカ所が成立したとされる⁽⁹⁾。以降、史料上に確認される伊福村・大河村は、本質的には半不

輪領であり、宇佐宮と肥前国国衙に両属する村々となっていた。

また、鎌倉期には現地の沙汰人として大河氏という在地領主の一族が存在した(図2)⁽¹⁰⁾。本稿ではその家文書として伝来した大川文書の分析から、畠作・稲作という生業を軸に論を進めてみたい。

第一章では現代の視点から両村故地の概要を解説し、第二章では宇佐宮・国衙の支配が畠作・稲作という生業に連動していたことを確認する。最後に、第三章では畠地の田地化に際し、大河氏が半不輪領の在地領主としての自己像を再生産していった様相を論じよう。

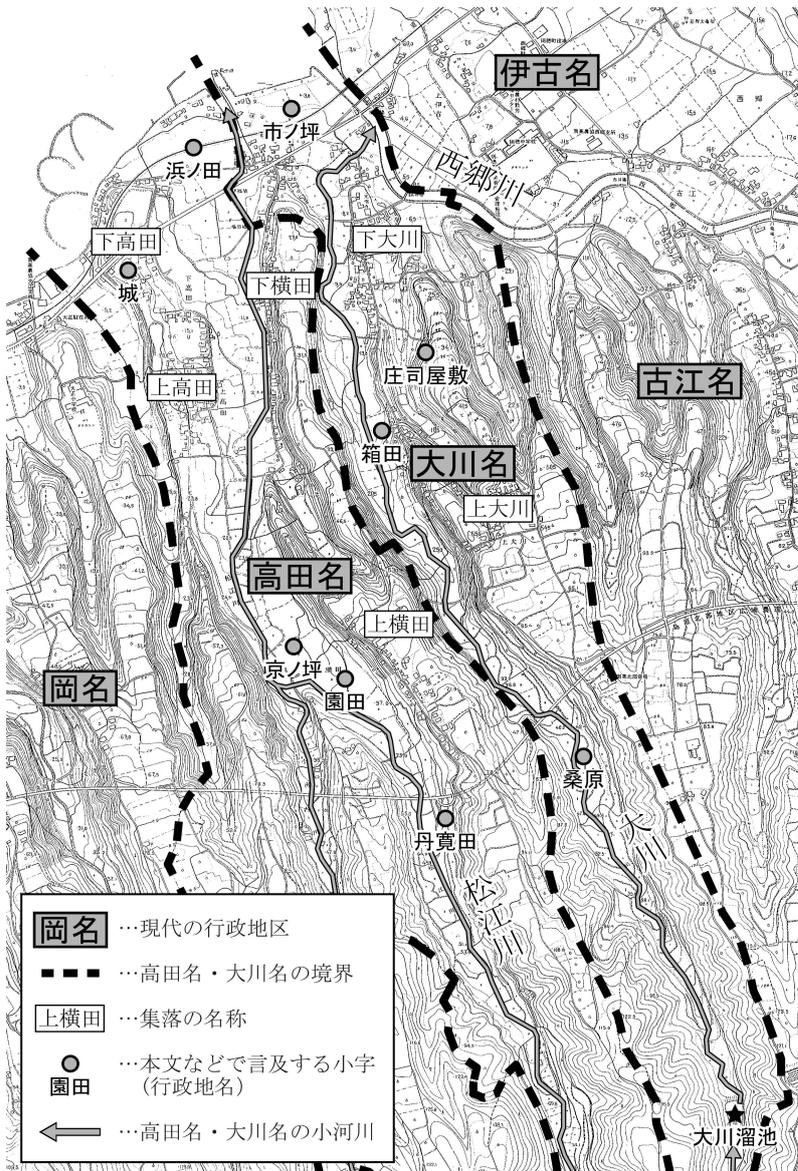
① 現代故地の生業・景観

本章では現代の視点から故地の概要を眺めるが、続く第二章・第三章で中世村落のイメージを描くためには、特に現代の生業のあり方や景観の広がりが必要な手掛かりとなるだろう。ここでは聞き書きを中心とした現地調査の成果から記述をおこないたい。

1. 故地の概要と集落 長崎県雲仙市(旧瑞穂町域)のうち、およそ伊福村・大河村の故地はそれぞれ高田名(大字伊福乙)・大川名(伊福甲)に相当する(図3)。いずれの地区も南北に細長く、中心を松江川・大川が流れる。これらの小河川の浸食作用が谷地形を形成し、一方、浸食から残された舌状台地が両地区の境界となっている。

同様に、中世の伊福村・大川村の村域も南北方向に細長い。建保五年(一一二七)肥前国高来郡内宇佐宮領立券文(後掲史料1)では、両村の境界として東限・西限に台地の尾根(「若宮尾東折立」「阿志野西登道」)が、南限に奥山である吾妻岳(「阿津摩嶺」)が、北限に海が示されている。

次に、集落の分布を見てみよう。伊福村故地の高田名には上高田・下



【図3】 現代における高田名（伊福村故地）、大川名（大河村故地）の地理《原図：1/10,000 地形図「瑞穂町全図」（長崎県南高来郡瑞穂町）、50%に縮小》

高田・上横田・下横田の集落が、大河村故地の大川名には上大川・下大川の集落が存在する。いずれも台地の上ないし縁に立地する。
なお、上横田・下横田の集落に関連して、正安二年（一三〇〇）の史料に「横田尾屋敷」が見える。また、下高田の集落に残る小字城や、上大川・下大川の集落に近い小字庄司屋敷は中世居館の遺称と理解される。これらの点からすれば、現代の集落は台地上にある在地領主の居館の周辺に形成されたのだろう。



【写真1】

小字箱田を眼前に置き、北西方向に望む大川名の景観。谷部の低位面に田地が、台地に近い高位面には畑地が広がる。谷を挟んだ向かいには横田の台地が見える。《2014年5月4日》

それから、生業に関しては畑作（畠作¹²）と稲作の両方が営まれてきた。台地の上やそれに近い谷部の高位面で畑作が展開する一方、谷部の低位面では稲作が卓越する（写真1）。次節以降では、大川名を例に戦中から戦後にかけての畑作と稲作のあり方を記述しよう。

2. 台地における畑作の展開 先ず、戦前から畑地では養蚕のために桑の栽培が盛んにおこなわれた。養蚕は各家でなされ、母屋の二階を蚕室と

する農家が多かった。地元の方々にとって蚕の飼育は子どもの仕事でもあり、薪を焚いて暖を取るなどの世話をしたという。

桑もやはり台地の上を中心に栽培された。なかには大きな農家で五反近くの桑畑を経営している家もあったという。

桑の葉は春に摘み、それから夏と秋に摘んだ。それに合わせて蚕も春蚕、夏蚕、秋蚕と、一年に三回飼育した。蚕は一ヵ月ほどで繭になった。但し、春蚕はまだ寒いこともあり、やや成長が遅かった。

桑は成長が早い。秋蚕が終わると、枝を根元から伐り、春を待った。枝を伐つてもまた芽が出て、夏の間に成長していく。夏に葉を摘む際にも枝の先端あたりの葉を五、六枚ほど残しておけば成長には十分だった。再び秋になる頃にはおよそ元の高さに戻った。

戦時中は繊維の不足から桑の木の皮を剥ぎ、これを干してから供出したこともあった。春に葉を摘んだ後にも、枝を根のところから伐り落とし、その皮を剥いだ。こうして剥がされた桑の皮は、その繊維から衣服を製造するために用いられた。

戦後、ミカンの栽培が盛んになったために多くの桑畑や雑木林がミカン畑へと変わっていった。しかし、およそ平成期に入った頃、ミカンの価格が下がったことからその栽培も低調になっていった。

3. 谷部における稲作の展開

大川名の場合、圃場整備事業以前は一枚あたりの田地の面積は現在よりも狭かった。中・下流域では五畝ほどの田地もあったが、上流に遡るとそれに満たない狭い田地がほとんどだった。反収は集落に近い中・下流域の方が良い。上流に近づくほど谷の幅が狭くなり、日照時間が短くなるためである。

かつての田植えは現在よりも遅く、七月に入ってからおこなわれた。裏作に麦を植えると、手作業での麦刈りや田起こしに時間がかかるため、田植えも遅くなった。裏作では小麦と大麦を育てた。



【写真2】

大川溜池。堤の側には明治43年(1910)の竣工に伴う石祠が安置される。(2016年8月11日)

ところで、大川名における谷部の稲作を概観する上で、谷の奥に設けられた大川溜池の存在にも触れておきたい(写真2)。

まず、大川溜池の水は毎年利用するわけでないという。現在では用水が不足した年だけに限って、自治会長が堤の栓を開ける。池の栓が開け

られても、集落に近い中流域まで用水が到達するには三日ほどの日数がかかるという。上流域の田地から順々に引水されるため、より下流の一带に池の水が及ぶのはそれだけ遅くなる。

大川溜池の用水を使うのは主に上流域の一带であり、このエリアは特に水不足になりやすい。中・下流域では小河川である大川の井堰から引水できるので、池への依存は上流域ほどでない。そのため、池の開栓の要望はおよそ上流域で耕作する人々に限られる。

なお、大川溜池の堤の側には観音を祀る石祠とともに大川溜池改修工事記念碑が建つ。石祠の台座には「大川名民計灌漑便、茲穿溜池、(一九〇九)明治四十二年十月起工、翌年五月成工余、為水源鎮守奉安観音像」(読点・返り点は筆者による)とあり、明治期に築造された池と理解される。また、記念碑によれば、昭和十年(一九三五)にも改修工事がおこなわれている。

以上、本章では現代の生業・景観を概観した。伊福村・大河村の故地では細長い谷地形が形成されており、主に舌状台地の上では畑作が、谷部では稲作が展開してきた。

② 伊福村・大河村の領有構造

それでは、中世村落の問題へと移っていこう。既に触れたように、本来、伊福村・大河村は半不輸領であり、宇佐宮と肥前国国衙との間に両属関係を持っていた。前章では故地の概要を述べたが、中世でも畠作（畑作）と稲作の両方が展開しており、それらの生業が両属的な領有構造に深く関わっていたことを本章では論じていく。

1. 伊福村・大河村の成立 先ずは、半不輸領としての伊福村・大河村の成立を押さえておく。

鎌倉初期の八幡宇佐宮神領大鏡（以下、「宇佐大鏡」とする）によれば、一〇世紀の高来郡には伊福山・大河山などを含む油山一ニカ所が設定されていた。⁽¹³⁾ これらは延喜十年（九一〇）に婉子内親王が宇佐宮へ寄進したとされるもので、油山司の管理に置かれた。

さらに、宇佐大鏡には「已上 保安三年立券定（但不注「載畠地・宇・桑等」也、天治二年七月日府・国・宮使立券同前）」とある。この記述によれば、高来郡油山一ニカ所では少なくとも保安三年（一一二二）と天治二年（一一二五）の二度に立券がおこなわれた。特に、天治二年の立券では大宰府、国衙、宇佐宮からそれぞれ使が遣わされ、これに立ち合ったという。

但し、宇佐大鏡は「已上十二箇所、皆四至有_レ限、但当時無_二牢籠_一神領（伊福・大河・伊古、御墓野是四ヶ所也）、於_二自余_一者、所_レ被_レ押_二妨御室御領_一也」とも注釈しており、鎌倉初期には伊福山や大河山などの四カ所を除く油山一ニカ所の大半が仁和寺領として「押妨」されていたとする。

それから、一三世紀に入っても立券がなされた。史料1は大川文書に含まれる建保五年（一一二七）の立券文である。

【史料1⁽¹⁵⁾】

肥前国高来郡内宇佐宮御領伊福・大河田畠山野・桑・在家等事
合

一、伊福・大河惣四至

東限若宮尾東折立、同上者登道、下者大河⁽¹⁶⁾、

西限、上者阿志野西登道、下者世見河⁽¹⁷⁾、

南限阿津摩嶺、

北限海、

一、伊福村

田老町 若宮神田

畠老町老段

在家伍家

桑参拾本

一、大河村

田玖段 若宮神田

畠老町 但見作陸段

在家肆家

桑式拾本

一、今村

四至、東限海、南限三波加野場 上者傍仕尾、下者仏石

（裏花押影）⁽¹⁸⁾

北限上者堀、下者楠江、西限横道、

田参段 神田

畠参段

在家沓家

桑拾本

右、立券如し件、

建保五年九月十四日

沙汰人藤原朝臣(花押影)

定使本司内蔵永行(花押影)

使

弁官栗田宿祢(花押影)

三人の署判者を見ると、最初の「沙汰人藤原朝臣」は大河氏に連なる現地の沙汰人だろう。建仁元年(一一二〇)藤原幸明注進状(後掲史料2)でも「高来宮御領沙汰人藤原幸明」の自称が見える。

次に、順序が前後するが、「使弁官栗田宿祢」は宇佐宮側の使として理解したい。史料を探してみると、文治二年(一一八六)頃には、宇佐宮領豊前国江嶋別符・辛嶋郷をめぐる相論のなかで「弁官栗田宿祢貞房」という人物が見える。また、建治三年(一一七七)にも宇佐宮の神官として「弁官栗田宿祢詮重」が史料上に現れるが、広く彼らと同族関係にあった可能性も否定できないだろう。

最後に、「定使本司内蔵永行」は国衙側の人物だろうか。文永三年(一一二六)肥前国検注帳案に定使給が確認されるように、鎌倉期の国衙領では収納のために定使が置かれたが、詳細は不明である。

以上のように、少なくとも保安三年(一一二二)、天治二年(一一二五)、建保五年(一一二七)の立券が確認される。鎌倉期まで油山一ニカ所では宇佐宮と国衙の支配が交錯していたが、度重なる立券の背景には複合的な領有を確定する難しさがあったのだろう。そして、これら数度の立券は、一二世紀を通じて半不輪領の片寄せが進む宇佐宮領の全体的傾向のなかで捉えるべきかもしれない。

2. 畠地をめぐる宇佐宮の検注・収納 それでは、国衙との関係が交錯する伊福村・大河村において、宇佐宮の領有の実態とはどのようなものだったのだろうか。検注と収納の視点から考えてみたい。

一〇世紀の油山一ニカ所は灯油の貢納を目的としたが、鎌倉初期の宇佐大鏡が「近來宮召物」として挙げるのは「麦地子・桑代・在家門布・芋代等」であり、この頃には灯油そのものを貢納する実態は失われていた。灯油に代わって宇佐宮は油山一ニカ所で麦・桑・芋の栽培を把握していく。

宇佐大鏡が保安三年(一一二二)の立券に関して「但不注載畠地・芋・桑等」と記したように、宇佐宮による桑や芋の栽培の把握は、一二世紀前半にはまだはつきりと確認できない。しかし、一三世紀の大川文書では、これらの栽培が史料上に見える。次の建仁元年(一一二〇)藤原幸明注進状は史料1よりも一六年ほど遡る。

【史料2】

高来宮御領沙汰人藤原幸明

申注進建仁元年検畠・夏衣桑・芋・在家事

合

畠見作参町壹段

芋捌両二分

桑陸拾参本

在家拾式家

伊福村

在家六家

畠一丁八段廿

芋四両二分

桑三十二本

大河村

在家六家

畠一丁二段卅

苧四両

桑三十一本

右、任見作¹⁾、目録注進如^レ件、

建仁元年四月十九日

藤原幸明(花押影)

使宇佐宮御馬所檢校紀(花押影)

この史料は、冒頭の事書の通り、建仁元年(一二〇一)の檢畠(畠地の檢注)に際して、宇佐宮領として伊福村・大河村の畠作の概況を報告したものである。ここでも署判者を確認しておく²⁾と、先ず「藤原幸明」は現地の沙汰人であり、大河氏の一族である(前掲図2)。また、「使宇佐宮御馬所檢校紀」は、檢注という注進状の趣旨からすれば、宇佐宮の檢注使たる立場の人物かと推測される。

次に、畠地の生業という視点からこの檢注の性格を考えたい。

先の史料1の立券文と比較してみると、史料2の注進状では伊福村・大河村ともに畠地の面積、在家の家数、桑の本数が史料1よりも大きい数値を示す(表1)。また、畠地の面積と桑の本数に関して、史料1が一反ごと、一〇本ごとの概算を示すのに対して、史料2のそれはより細かい数値で示した精算といえる。

こうした齟齬は、ヴァーチユアルな側面を残しつつ政治的関係のなかで領有を確定する立券文と、畠作の実態をより詳細に報告することが求められた注進状の、史料の志向性の違いに左右されたものだろう。ともあれ、史料2には苧の重量までも示されており、まさに宇佐宮の檢注は畠地の生業に向けられている。

但し、一方で史料1の立券文に見えた田地³⁾が史料2の注進状に見えないことにも注意したい。史料1における伊福村の田地一町と大河村の田地九反は、ともに「若宮神田」とされている。同時に両村の四至として東に「若宮尾東折立」という地名も記されるため、この若宮とはかつて大河村の東の境界に存在した神社と推測される。

つまり、「若宮神田」は在地の神社である若宮の経営に宛てられる免田として、国衙の収納から免除されるべき土地であった。こうした免田の収穫物が大河氏を中心とする在地社会にプールされたことは確かだろう。そして、建保五年(一二一七)の立券については、宇佐宮の取返中心とされる畠地に加えて、在地神社の存立基盤である免田を組み込む形でなされたと評価できる(前掲史料1)。

【表1】 建仁元年(1201)藤原幸明注進状と建保5年(1217)肥前国高来郡内宇佐宮領立券文の内訳に関する比較

	建仁元年(1201)注進状 (史料2)	建保5年(1217)立券文 (史料1)
伊福村	畠地 18反20代 在家 6家 桑 32本 苧 4両2分	田地 10反(若宮神田) 畠地 11反 在家 5家 桑 30本
大河村	畠地 12反30代 在家 6家 桑 31本 苧 4両	田地 9反(若宮神田) 畠地 10反(現作6反) 在家 4家 桑 20本
今村 (故地不明)		田地 3反(神田) 畠地 3反 在家 1家 桑 10本

以上のように、検注と収納に具現化される宇佐宮の支配は伊福村・大河村のなかでも畠地に焦点が置かれ、麦・桑・苧など畠作物を収納の対象とした。そして、こうした畠地中心の支配の起源は、灯油の貢納を目的に油山一カ所として成立した一〇世紀に遡ろう。

3. 田地をめぐる国衙の検注・収納 一方、半不輸領として国衙の側の支配はどうだったのか。従来、伊福村・大河村が位置する高来西郷は国衙領として理解されてきたが、近年、外山幹夫氏は一二世紀末の段階で実態的には荘園化が進んでいたと指摘する⁽²⁷⁾。

氏によれば、高来西郷は平家没官領として後白河院政期に関東御領となり、仁和寺に寄進された。先の宇佐大鏡の「所被押^レ妨御室御領^一也」という記述もこうした伝領を背景とする。さらに、承久三年(一二二二)には九条家領武蔵国稲毛本荘と相博され、領家を慈円、地頭を野本行員とする「一向不輸」の地となった⁽²⁸⁾。

但し、大川文書には鎌倉期にも国司・国衙の側から発給された検注関係の史料が見られる。この点は実際に史料3を挙げて考えたい。

【史料3】⁽²⁹⁾

(花押影)

□宣 留守所

肥前国高来西郷三郎丸名内伊福^(来セ)□検注収納使職□

藤原通清

右、以^レ人補^二彼職^一、於^二一收納^一者、為^二別納不輸^一、云^二国方方雑公事弁^一、云^二郡使書生之交^一、不^レ可^レ有^二其煩^一、仍在序官人等宜^二承知^一、勿^二違失^一、故以下、

天福二年七月 日

□介藤原朝臣

この肥前国司庁宣は、藤原通清を伊福村の検注収納使職に補任する旨の文書である。彼がどのような立場の人物かは判然としない。だが、藤原姓の大河氏や後に触れる多比良氏に「通」字を名乗る人物も見えることからすれば、この通清も大河氏など高来西郷の有力氏族と同族関係にあり、そのためにこの庁宣が大川文書に伝来したのだろう。そして、この庁宣が検注収納使職の補任権を示すように、国衙の側では鎌倉期でも伊福村を国衙領に属する村と認識していた。

確かに外山氏の指摘の通り、一三世紀前半の高来西郷では荘園化が進行していた。史料3の「別納不輸」の語も、伊福村が国衙へ本年貢を納める村でなく、強い不輸権の置かれた村であることを示す。

但し、そうでありながらも、検注収納使の補任権が国衙の側に残されていることは、やはり史料3の重要な点である。空洞化しつつもなお完全な荘園となりきれていない国衙領の特殊性が認められる。

さらに、一四世紀に入ると、高来西郷郡司職・図師職を有した近隣の有力氏族多比良氏との間で、伊福村の権益をめぐる相論が確認されるようになる⁽³⁰⁾。元亨三年(一二三三)には、大河幸蓮(幸継)が多比良通世⁽³¹⁾から一九年分に及ぶ郡司・図師得分一九貫七二二文の抑留が訴えられた。相論関係の史料で判断が難しいが、大河氏の立場からすれば、多比良氏の介入として捉えられるだろう。

郷名を冠した「西郷郡司」についても本来の高来郡がその機能を喪失したところに生まれたものであり、外山氏は私的な呼称として郡司職が転化していた可能性を指摘する。

以上のように、近年の研究によれば、高来西郷は一二世紀末に既に仁和寺領化していたという。しかし、一方で国衙の側から検注収納使職が補任され、一四世紀の段階に至っても多比良氏が郡司職・図師職を梃子に介入していた。つまり、鎌倉期の伊福村では、国衙領であるという領有認識そのものまでも失われたわけではなかった。

さて、次の史料4は、在地の権益をめぐって大河氏と多比良氏が対立する時期に作成された検注目録である。

【史料4】⁽³²⁾

肥前国高来西郷永吉名文保式・元応元二・参箇季国方馬上検注目録事

合

田数拾参町壹杖加大法師名内五段定

不輪田肆町伍段内三所宮免壹町 山神田参段 若宮免壹町(33) 桑田参段 阿久春参段 門田六段 日中壹町

見作田捌町伍段壹杖損田貳町七段四杖 得田伍町七段式杖

除

井科壹町五段大領免壹町 書生給四段 地頭給貳町 郡司給参段 閩師給壹段 所田所給壹段 定免壹段

田式段式杖

沽田壹段参杖、分錢百六十文口分十六文早米四杖、分米貳斗四升(34) 宿料参升二合 表絹四升

右、国検目録之状如レ件、

元応参季二月廿七日

(師脱之)
閩兼郡司

書生(花押影)

大使(花押影)

署判から推察するに、この検注は郡司職・閩師職を有する多比良氏の主導で実施された可能性も想定されよう。そして、大領免・書生給・郡司給・閩師給などその権益と深く関わる給免田が多く記載される。

注目すべきは惣田数に対する免田(不輪田・除田)の比率の高さである。この目録で不輪田は下地の固定された定免を、除田は下地を定めず得田から募る浮免を示す。惣田数一三町一杖に対して合計一〇町もの免田(不輪田四町五反・除田五町五反)が存在し、さらに損田二町七反四杖をも差し引けば、分錢・早米・宿料・表絹が賦課される残田はわずかに二反二杖しか存在しない計算になる(表2)。

【表2】元応3年(1321)肥前国高来西郷永吉名国方馬上検注目録(史料4)の内訳(単位=反)

惣田数130.2	不輪田45.0 (定免)	現作田85.2	損田27.8	得田57.4	除田55.0 (浮免)	残田2.4

て、こうした特権は田地に対して適用されるものであり、免田の帰属をめぐる対立の背後に現地での稲作の展開が実態としてあったことも忘れてはならない。

本章の考察をまとめよう。麦・桑・苧を収取の対象とする宇佐宮の支配は主に畠地を中心に展開し、一三世紀初頭までの立券を経てその領有権が確定された。一方で、免田が大部分を占める国衙領としての性格は、稲作をおこなう田地に限定して理解されるべきだろう。《宇佐宮…畠地・畠作、国衙…田地・稲作》という空間的な広がりの中で、伊福村・大河村の半不輪領としての両属性を捉えたい。

本来、こうした両属性は現実の生業に対応して形成されたはずだが、次章ではその内実をもう一度、現地の景観に即して考えよう。

外山氏はこの数値から高来西郷の荒廃を論じたが、そうでない。別稿で述べたように、浮免制が適用された肥前国国衙領では、各名に大量の免田が本年貢免除特権として蓄積されていた。さらに、ときに名内の免田の面積が現作田の面積を凌駕するという、帳簿上の操作としてしかありえないヴァーチユアルな現象まで生じていた。⁽³⁵⁾これが国衙領における在地領主層の名の内実だったと理解する。

大河氏と多比良氏の間で争われたのは、まさにこうした免田に関わる得分(郡司・閩師得分)であり、在地社会に大量にプールされた本年貢免除特権の帰属が領主間相論の焦点となったのである。

③ 生業・景観の可変性と大河氏の自己認識

前章では宇佐宮・国衙に両属する伊福村・大河村の領有構造が畠作・稲作という現地の生業と連関していたことを述べた。だが、そうした説明だけではあまりに静態的にすぎ、歴史の理解として不十分だろう。人々が自らを存続させるための生業は常に変化しうるものであり、それに合わせて景観も変化する可能性を備えるからである。

そこで、本章では生業・景観の可変性を意識しつつ、静態的な制度の枠組み（宇佐宮と国衙の合意で確定された領有構造）と動態的な実態（現実の生業・景観）の間に存在する齟齬に注目してみたい。

また、一二世紀末に既に荘園化し、かつ免田の充当によって国衙による本年貢の収取はほぼ失われていた。しかし、なおそこが国衙領であるという理解が一四世紀まで在地領主層の間に息づいていたことも注意したい。宇佐宮・国衙への両属という理解は大河氏の側から見た建前としての論理でもあり、本章ではそうした論理を再生産しつつつけた半不輸領の在地領主としての自己認識も探る。

1. 畠作の空間的展開 既に述べたように、検注・収納に具現化された宇佐宮の支配は、麦・桑・苧を栽培する畠地に大きく限られたものだった。中世の畠作はどのような場所で営まれたのだろうか。

一つには舌状台地の可能性を考える。現代の故地で桑が栽培されたのは主に台地の上であり、中世でもそうした場所に畠地が分布したことは容易に想定される。第一章で触れたように、中世を通じて在地領主の居館は舌状台地の上に置かれやすく、その周囲で畠作が営まれたと考えられる。元応二年（一二三〇）鎮西下知状は大河幸蓮と姪の藤原氏の相論に關するものだが、幸蓮は藤原氏の行動について「押^一寄当屋敷^二、致^三

苧麦狼籍^一、就^レ令^レ押^二領之^三」と非難していた⁽³⁶⁾。居館の周囲で麦が栽培される景観を想像してみたい。

もう一つに、松江川・大川沿いの谷部にも畠地が存在した可能性がある。正元元年（一二五九）大河通幸讓状が大河村のうちに弥源次園・小園・源太入道園という三つの園を記載するように、村落住人の屋敷と一体化した畠地として園が存在した⁽³⁷⁾。後に触れるが、伊福村故地にあたる現代の高田名にも「園田^{そんた}」という小字があり、松江川の河道に接した谷部に位置する（前掲図3・後掲図4）。

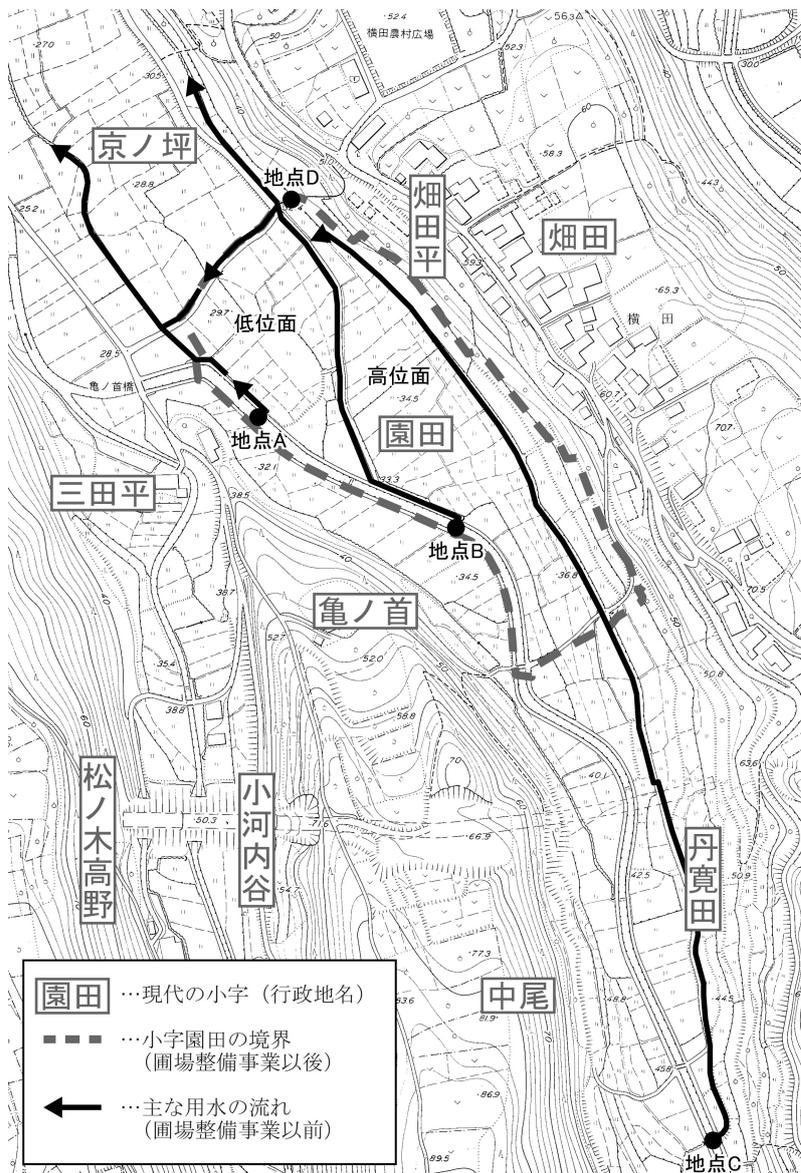
以上のように、鎌倉期の段階に限れば、現代で畑作が主に営まれる舌状台地の上だけでなく、松江川・大川という小河川に沿った谷部にも広く畠地が点在していたと理解したい。

2. 稲作の空間的展開

現代の故地では、小河川からの引水に灌漑のほとんどを頼る（第一章）。そのため、標高が高く導水に不便な舌状台地の上は、中世に水稲が栽培されたエリアとしては想定から除外したい。したがって、松江川・大川が形成する谷部のみに稲作の可能性はほぼ限定される。

それでは、南北に長く延びる谷部のうち田地の開発はどのような場所でおこなわれたのだろうか。まず、谷地形からすぐ出たところの下流域では案外に海辺の新開が進んでいた。先の正元元年（一二五九）大河通幸讓状では大河村に「浜田四段」が見える。また、この讓状は「佐和張三段二丈」も記すが、この耕地については正中三年（一二二六）の史料にも「佐於波三段三丈」という田地として見え、このうち一反三杖が「西依道海作」だったとされる⁽³⁸⁾。

なお、大川名の北東に位置する伊古名では条里が現代まで顕著に残るが、海岸に近い大川名の小字市ノ坪も一ノ坪の遺称だろう（前掲図3）。その西隣には浜ノ田という小字もあり、正元元年（一二五九）の讓状に



【図4】 圃場整備事業以前における小字園田周辺の景観。主な用水の流れは地籍図の判読のほか、地元の方々からの聞き書きや現地踏査の情報に依拠した。《原図：1/2,500地形図「瑞穂町全図」4（長崎県南高来郡瑞穂町、1984測量・1985現地調査）、50%に縮小》

早く永仁五年（一二九七）覚明申文は大河村の耕地として「二所、園田老段一丈」を記しており、畠地（園）から田地（園田）への転換が進行していたことが窺われる⁽³⁹⁾。また、庶子ゆきみつに伊福村・大河村の一部を譲与した嘉暦三年（一三二八）大河幸蓮譲状にも、「わうこのうさやくのそなたとも」と見える⁽⁴⁰⁾。従来から各所の園には畠地として宇佐宮の役が賦課されてきたが、当時、ここは

見えた「浜田四段」はここに比定できるかもしれない。

次に中・上流域の状況はどうか。現在の流域では台地が谷の両脇に迫るため、日当たりの悪い耕地が多い（第一章）。加えて、明治四十二年（一九〇九）築造の大川溜池がそれ以前に存在しなかった可能性が高いことを考えれば、中世における上流域の田地開発は高く評価できない。

一方、中流域では谷が大きく開け、稲作に適した地形が広がる。伊福村故地では必ずしも条里が明瞭に見られるわけではないが、小字京ノ坪が九ノ坪の遺称とも理解されるように、中世でも谷部の中流域を中心に田

地は開発されたのだろう。その後、上流域に向けて徐々に稲作の拡大が進展していったと考えられる。

さて、中世から現代にいたる稲作の拡大を理解する上で、その過程の一つとして畠地から田地への転化というあり方を考えたい。例えば、大川名の小字桑原は桑の栽培を示唆する地名だが、現代では谷部の上流域に位置し、田地が広がる（前掲図3）。桑を栽培していた畠地が稲作の展開とともに田地へと作りかえられたのだろう。但し、この事例の場合、中世から現代までの長い歴史のなかで、畠地から田地への転化がいつの時代に起こったのかまでは知りえない。

もう一つの事例として、高田名の小字園田^{そんだ}を挙げよう（図4）。一三世紀の畠地として園が存在したことは既に指摘したが、園田という地名はこれが田地へと転化したことを示す。



【写真3】

地点D（図4）から南南東方向に観察した小字園田の景観。
 （2016年8月14日）

さらに、圃場整備事業以前の松江川には小規模な井堰が無数に存在した（図4）。このことは、新たな井堰と水路の構築を通じて、漸次、田地の拡大が進んでいった可能性を示唆する⁽⁴⁾。また、もう少し巨視的に眺めれば、中世から現代へ至る長い歴史のなかで、稲作は谷部の中流域から上流

既に田地へと変えられていた。あえて「わうこの^(往古)」と修飾された背景には、畠作のみをおこなう純粹な畠地としての実態が失われていたことがあったのだろう。

伊福村故地の小字園田について、さらに図4を見たい。園田は松江川の中流域にあり、隣接する小字京ノ坪よりも上流にあたる。現在、京ノ坪も園田も松江川からの用水を受益するが、京ノ坪では地点A・Bからの引水を可能とするのに対し、園田ではさらに上流の小字丹寛田^{たんかんた}の付近、地点Cからの引水を主とする。

地点Dから撮影した写真3に見るように、圃場整備事業以後の現在でも小字園田には小規模な段丘状の高低差が存在する。こうした微地形は松江川の浸食作用によって形成されたと思われるが、字域の大部分を占める高位面では、地点A・Bからの引水が不可能である。園田の全体を畠地から田地へと転換するには、低位面よりかなり上流の地点からの灌漑が必要とされたはずである。

域へ向けて拡大していったのだろう。

以上、鎌倉期の伊福村・大河村における稲作の展開を考察した。下流域では「浜田」と呼ばれる海辺の新開がおこなわれ、中流域でも畠地から田地への転換などを通じて稲作が拡大されたのだろう。

3. 半不輸領の在地領主としての自己認識

本稿で論じたように、鎌倉期に至っても、伊福村・大河村は半不輸領としての性格を少なからず帯びていた。宇佐宮の支配が麦・桑・苧を栽培する畠地を中心に展開する一方で、田地では国衙領の免田制が適用され、その本年貢免除特権が大河氏ら在地領主層の存立基盤となってきた。

帳簿上の操作でおこなわれる免田制の適用がヴァーチュアルな側面を有したことは、第二章で述べた。そして、特に浮免としての本年貢免除特権の保有を背景に、大河氏は田地の拡大を推し進めたのだろう。「浜田」に見られる海辺の新開も、「園田」に見られる畠地から田地への転換も、こうした文脈のなかで捉えたい。

但し、ある耕地が畠地から田地へ転化した際、即座にそこが宇佐宮領としての意味を失ったわけではないだろう。先の嘉暦三年（一三二八）大河幸蓮讓状で「わうこの^(往古)うさやくの^(宇佐役)その^(園田)たとも」と記されたように、畠地（藪）が田地（園田）に転化した後も、そこが宇佐宮からの課役を負うべき土地であるという認識は強固に存続した。

つまり、大河氏は在地に権益を拡大する一方で、宇佐宮と国衙の間で合意されてきた半不輸領の枠組みを大きくは否定できなかった。例えば、嫡子ゆきよに宛てた嘉暦三年（一三二八）大河幸蓮讓状は、「くに・うさ^(普)（弟兄）（寄合）ハ、ミなをと、いよりあいて、たかに七んれいをまふて、せん、の^(寄附)（任）きふにまかして、さたをいたさするへし」とする。宇佐宮と国衙の問題は嫡子のもと兄弟で対処するべきとした⁽⁴⁾。

また、ゆきよも元弘三年（一三三三）に嫡子左衛門六郎に宛てて

讓状を作成したが、そのなかで「ちやくしたるあいだ、くわんとう御くたしふミ・たい、のほんせうもんに、くに・うさのもくろく・てつきともにあいそへて、ゆつるうへハ、しんしきかいハ、ほんせうもんにミ□たり」と記す。幕府の発給文書や相続に関する本証文だけでなく、宇佐宮・国衛の検注目録が惣領職とともに嫡子の相伝すべき文書と認識されていた。このことは史料2や史料4が大川文書のなかに伝来した背景としても興味深い。

しかし、一四世紀前半をもって、宇佐宮・国衛への両属を意識した文言が大河氏の一連の讓状に初めて登場することも注意すべきである。この時期、かつて宇佐宮の収取の対象とされた畠地が田地へと変えられつつあった。一方で、大河氏が田地の開発を通じて拡大してきた在地の權益をめぐり、多比良氏との対立も顕著となる。さらにこの時期に大河氏の内部では惣庶間の相論が頻発していた。

つまり、「くに・うさハ、ミなをと、いよりあいて」などという、宇佐宮・国衛への両属を意識する文言が讓状に出現した背景には、上記のような所領をめぐる内外の変動があったのだろう。そして、こうした變動に直面しながらも、大河氏は自らが依拠してきた莊園制の枠組みを再確認したのである。半不輪領の在地領主としての反動的で保守的な自己認識の現れと評価したい。

むすびにかえて

本稿では、第一に、伊福村・大河村が半不輪領としての性格を鎌倉期まで残していたことを論じた。麦・桑・苧を収取の対象とする宇佐宮の支配が畠地に向く一方で、稲が栽培される田地では主に国衛領として免田が充当されてきた。

但し、第二の論点として、こうした宇佐宮・国衛への両属的な関係に

対して、生業のあり方が変化に乏しかったわけではないことも確認した。例えば、畠地から田地への転化は、麦・桑・苧などの畠作に対する宇佐宮の収取を空洞化に導く可能性があった。確かに「わうこのうさやくのそのたとも」という表現は、田地に転化した後も宇佐宮からの課役を負うべき土地として認識されていたことを意味する。だが、長期的に考えれば、畠作という生業に対する賦課が現地の実態から乖離していくことも当然起こりうる。

また、鎌倉期には「浜田」や「藪田」の開発が既に進んでいたが、多比良氏の介入に見るように、田地の拡大はそこに適用されるべき免田の帰属をめぐって領主間の対立を惹起した。史料4を文面通りに解釈するならば、多比良氏が郡司職・凶師職を梃子に「国方馬上檢注」を実施した可能性も想定される。いずれにせよ、大河氏の側の意向によらず、現地の実態に合わせて、これらの職に付随した免田からの得分を權益として獲得しようとしていた。

宇佐宮・国衛への両属を意識した文言が讓状に現れる背景は、多比良氏による対外的な圧力や惣庶間の相論だけではない。なにより現地の実態がかつて立券で合意された領有構造の枠組みから乖離していたことを想定すべきだろう。大河氏は内的・外的な矛盾を抱えつつも、容易に既存の莊園制を否定できず、むしろかつて半不輪領の沙汰人として出発したという像を自己のうちに再確認した。莊園制のなかで存立してきた在地領主の一つの自己像をここに認めたい。

註

- (1) 工藤敬一「九州における荘園公領制の成立と内乱」(『荘園公領制の成立と内乱』、思文閣出版、一九九二)《初出一九七七、旧題「九州荘園の成立と源平争乱」、改訂》。
- (2) 高橋一樹「中世荘園制の形成」(『中世荘園制と鎌倉幕府』、塙書房、二〇〇四)《初出二〇〇二、旧題「荘園公領制」から「中世荘園制」へ》、改訂》。
- (3) 西谷正浩「地域権門からみた荘園公領制の形成」(『日本中世の所有構造』、塙書房、二〇〇六)《初出二〇〇三、旧題「中世宇佐宮領の生成」、改訂》。
- (4) 貴田潔「在地の寄進・売買からみた未認可〈免田〉の創出」(『古文書研究』六八、二〇一〇)。
- (5) 白水智「中世海村の百姓と領主」(『列島の文化史』九、一九九四)、高木徳郎『日本中世地域環境史の研究』(校倉書房、二〇〇八)。
- (6) 木村茂光「日本古代・中世畠作史の研究」(校倉書房、一九九二)。
- (7) 高橋一樹「畠田からみた十四世紀の農業生産」(中島圭一編『十四世紀の歴史学』、高志書院、二〇一六)。
- (8) 荘園・村落史研究会「中世村落史研究の歩みと課題」(同会編『中世村落と地域社会』(高志書院、二〇一六)。
- (9) 長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編(吉川弘文館、一九八〇)の古代編第五章「律令制の推移」のうち、第四節「荘園・御厨の成立とその推移」竹内理三氏の執筆。
- (10) 前掲『長崎県史』古代・中世編(註9)の中世編一第三章「鎌倉時代の在地武士」のうち、第二節「南・北高来郡の在地武士」。瀬野精一郎氏の執筆。
- (11) 大川文書二二号(九州史料刊行会編『九州史料叢書』第二八巻、同会、一九六〇、以下同)。
- (12) 畑地・畑作の表記について、現代では一般的に「畑」の字を用いるが、中世史料では「畠」の字が用いられることが多い。本稿では現代に即しては「畑」を、中世に即しては「畠」を使用した。
- (13) 到津文書四六八号(大分県史料刊行会編『大分県史料』第一部第二四巻、大分県立教育研究所、一九六四)。
- (14) 竹内理三前掲論文(註9)。
- (15) 大川文書四号。
- (16) 東境の「大河」とは地理的位置から推測するに、現代の大川名の中心を流れる大川でなく、西郷川を指すものかもしれない。
- (17) 『九州史料叢書』は「世見阿」とするが、東京大学史料編纂所所蔵影写本「大川文書」(請求記号三〇一七・九三―七)によれば「世見河」が適當である。また、本稿では佐賀県立図書館所蔵鍋島家文庫の写本「大川古文書」(鍋島家文庫〇一五・五/五)も参照した。
- (18) 東京大学史料編纂所所蔵影写本には「使弁官栗田宿祢」のものと思われる裏花押影が見える。
- (19) 『九州史料叢書』や東京大学史料編纂所所蔵影写本は「栗田」とするが、佐賀県立図書館所蔵写本は「栗田」とする。
- (20) 中島文書一号(大分県教育委員会編『大分県史料』第四部第二六巻、大分県中世文書研究会、一九七四)。
- (21) 益永文書二六号(大分県教育委員会編『大分県史料』第一部第二九巻、大分県中世文書研究会、一九七七)。
- (22) 龍造寺家文書二一七号(佐賀県史編集委員会編『佐賀県史料集成』古文書編第三巻、佐賀県立図書館、一九五八)。
- (23) 大川文書三三三号。
- (24) 『九州史料叢書』は「検畠」とするが、本稿では「檢畠」と翻刻した。「檢」に關しては以下同。
- (25) 『九州史料叢書』は「夏粟」とするが、東京大学史料編纂所所蔵影写本によれば「夏衣」が適當である。
- (26) 『九州史料叢書』は「桑三十三本」とするが、東京大学史料編纂所所蔵影写本によれば「桑三十二本」が適當である。
- (27) 外山幹夫「肥前国高来東郷・高来西郷と高来一揆」(『中世長崎の基礎的研究』、思文閣出版、二〇一〇)《初出二〇〇〇》。
- (28) 保阪潤治氏所蔵文書一八一九号(竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第五巻、東京堂出版、一九七三)。
- (29) 大川文書五号。
- (30) 瀬野精一郎前掲論文(註10)。
- (31) 大川文書二八号。
- (32) 大川文書二三号。
- (33) 『九州史料叢書』は「次米田」とするが、東京大学史料編纂所所蔵影写本によれば「桑田」が適當である。
- (34) 『九州史料叢書』は「分錢百六十分」とするが、東京大学史料編纂所所蔵影写本によれば「分錢百六十文」が適當である。
- (35) 拙稿(註4)。
- (36) 大川文書二二号。
- (37) 大川文書二二号。
- (38) 大川文書三三三号。

- (39) 大川文書一八号。
(40) 大川文書三八号。
(41) 似島雄一氏は、備中国新見荘や陸奥国骨寺村の事例において、耕地と耕地が必ずしも連続しない景観を想像する（「検注帳の反復記載と開発・景観」、海老澤衷編『よみがえる荘園』、勉誠出版、二〇一九）。この伊福村でも、独立した個別の井堰からの取水を通じて、点的に開発が進んだ可能性は十分に想定しうるかもしれない。
(42) 大川文書三六号。
(43) 大川文書二七号。
(44) 瀬野精一郎前掲論文（註10）。

〔付記〕

本稿の内容は科学研究費（特別研究員奨励費、研究課題「中世内海地域における歴史空間論の構築」、二〇一二～二〇一四年度、および若手研究（B）、研究課題「前近代の平野部地域における景観史と災害史の融合的研究」、二〇一七～二〇一九年度）の成果の一部を含む。

（静岡大学人文社会科学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）
（二〇二二年一月二二日受付、二〇二三年七月二五日審査終了）

production within the *hanfuyu* system.

Key words: *hanfuyu* system, *menden* (tax-exempt field), variability of agriculture and landscapes

Production, Landscape and Local Lords' Clan in *Hanfuyu* Village during the Kamakura Period : The Case of Ifuku and Okawa Villages in Hizen Province

KIDA Kiyoshi

The system called *hanfuyu* (半不輸) allowed the absentee manorial proprietor to share half of its land revenues with the local administrative provincial office. This article is taking into consideration the case of the *hanfuyu* system as applied to the villages of Ifuku (伊福) and Okawa (大河) in Hizen Province (肥前国), by looking at their local lords, the Okawa clan (大河氏), and the way in which they managed their village's agricultural production.

The above mentioned villages were subjected to the *hanfuyu* system, and as such they were under the control of both Usa Shrine (宇佐宮), the largest manorial proprietor in Kyushu, and the Hizen administrative provincial office (肥前国衙). The role of the Okawa clan was the one of mediator between the Shrine, the Administrative office, as absentee landlords, and the local people. Farmers paid taxes in goods such as grains, mulberry leaves, and ramie to Usa Shrine. While they paid taxes in rice to the Administrative office. For this reason Usa Shrine and the Administrative office sought to increase their revenues by controlling diverse agricultural lands like dry tongue-shaped plateaus and wet valleys suitable for cultivation of different plants.

Thus, in villages subjected to the *hanfuyu* system, each absentee landlord's control was connected to a variety of agricultural crops. However, from the 12th to the 14th century the farming techniques evolved dramatically, for example in areas facing the seashore by using irrigation techniques, waste land was used as paddy fields and in fertile valleys rice came to replace other crops.

Therefore, as time went by, although the amount of taxes levied remained the same, from the 12th to the early 13th century, the agricultural rice production in these newly cultivated lands managed by local lords increased, creating a gap between the tax levied on cultivated rice paddies that were known to Usa Shrine and the Administrative office, and unpaid tax on the newly cultivated rice paddies concealed to these offices, used by the farmers under local lords. In addition to this there was also a decrease of other crops such as grains, mulberry leaves, and ramie, cultivated on farmland now used as rice fields, which was hidden from the above-mentioned offices. The changes in crop production and the absconding of farmland by the local lords and farmers allowed a departure from the framework of *hanfuyu* system, in which the Okawa clan benefited greatly. They played a role in finding beneficial opportunities as local lords for their farmers in the changes that occurred in the agricultural
